

佐文ス第8-2-27号 佐渡奉行所跡御役所耐震改修工事実施設計業務委託

建造物保存修理設計業務委託特記仕様書

令和 8年 6月

佐渡市観光文化スポーツ部文化スポーツ課

1 適用基準

本設計に係る設計業務委託料の積算に関しては、■印の算定方法を採用している。

☐ 令和6年国土交通省告示第8号の考え方に基づく「官庁施設の設計業務等積算基準」（令和6年1月改定版）及び「同要領」（令和6年3月改定版）に準じて算定する方法

☐ 算定方法1（延面積に基づく算定方法）

☐ 算定方法2（図面目録に基づく算定方法）

■ 上記以外の算定方法（例：見積等を参考に委託料を算定する場合）

	佐文ス第8-2-27号
2 委託業務名称	佐渡奉行所跡御役所耐震改修工事実施設計業務委託
3 委託場所	佐渡市 相川広間町 地内
4 委託期間	契約の日から 令和 9年 3月 19日まで (ただし、審査図の提出期限は、令和 年 月 日までとする。)

5 敷地概要

(1)敷地の場所	佐渡市 相川広間町 1-1
(2)敷地面積	18,542 m ²
(3)用途地域	該当なし
(4)その他	史跡指定地、重要文化的景観選定地、埋蔵文化財包蔵地、 景観計画区域、相川都市計画区域、法第22条区域

6 建物概要

(1)用途	佐渡奉行所跡御役所(国指定史跡内建造物)
-------	----------------------

※ ()内は、令和6年国土交通省告示第8号（以下「告示8号」という。）別添二第一号から第十二号に掲げる建築物の類型による。

(2)階数・面積	地上 1 階 地下 階 延床 944.62 m ²
(3)構造	☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨造 ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造 ■ 木造

7 難易度係数

本設計に係る建築物は、告示第98号別添三について下記の■印に該当する。

- ☐ [総合（第3項）] 特殊な敷地上の建築物
- ☐ [総合（第3項）] 木造の建築物（小規模なものを除く。）
- ☐ [構造（第4項）] 特殊な形状の建築物
- ☐ [構造（第4項）] 特殊な敷地上の建築物
- ☐ [構造（第4項）] 特殊な解析、性能検証等を要する建築物
- ☐ [構造（第4項）] 特殊な構造の建築物（国土交通大臣の認定を要するものを除く。）
- ☐ [構造（第4項）] 免震建築物（国土交通大臣の認定を要するものを除く。）
- ☐ [構造（第4項）] 木造の建築物（小規模なものを除く。）
- ☐ [設備（第5項）] 特殊な形状の建築物
- ☐ [設備（第5項）] 特殊な敷地上の建築物
- ☐ [設備（第5項）] 特別な性能を有する設備が設けられる建築物
- ☐ その他 ()

※ なお、上記難易度係数は算定方法1で積算した場合にのみ該当する。

8 目標工事費

(1)目標工事費	<u>未定</u>	千円（消費税を除く）
うち、建築工事費	<u>未定</u>	千円（消費税を除く）
うち、設備工事費	<u>未定</u>	千円（消費税を除く）

(2)予定工期

令和 9年 6月 から 令和 12年 3月 まで

9 設計業務の内容及び範囲

(1)一般業務

☐ 基本設計に関する標準業務

☐ 総合

☐ 構造

☐ 設備

☒ 実施設計に関する標準業務

☒ 総合

☒ 構造

☒ 設備

(2)追加業務

☒ 次頁10, 11参照

☐ 上記以外

10 委託内容

下記のうち、■印のものを設計する。

■ 建築設計	■ 電気設備設計	□ 機械設備設計
☐ 意匠設計	☐ 電気	☐ 空気調和
☐ 構造設計	■ 改修電気設備設計	☐ 衛生
■ 改修意匠設計	☐ 外構電気	☐ ガス
■ 耐震補強意匠設計	☐ 電波障害対策	☐ 浄化槽
■ 耐震補強構造設計	■ 積算	☐ 昇降機
☐ 外構植栽設計	■ 工期設定	☐ 改修機械設備設計
■ 解体撤去設計	☐	☐ 外構機械
■ 積算	☐	☐ 積算
■ 工期設定	☐	☐ 工期設定
☐	☐	☐

設計内容

別紙「設計内容一覧」による。

特記事項（設計目的等）

史跡「佐渡金銀山遺跡」と重要文化的景観「佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観」の構成要素である佐渡奉行所跡御役所は、安政年間における金銀山の管理と行政を担う役所の姿を後世に伝えるため、平成10年度から平成12年度にかけて復元整備された。

今後は、施設内の展示物を更新し、ガイダンス施設としての機能向上を図る予定であるが、当該各所において雨漏りや仕上げ材等の劣化が進行していることに加え、令和7年度に実施した耐震診断によって必要な耐震性が不足していることが確認されているため、早急に保存修理と耐震改修工事に着手する必要がある。

本業務では、別紙2の各種計画書や過年度成果に加えて、発注者の要望や諮問会議の意見等を踏まえて修理方針を取りまとめ、設計する必要がある。そのため、関係者との協議や設計内容の説明等を十分に行うものとし、方針の変更等が発生した場合は、速やかに監督員と協議して事業工程の遅延防止に努める。

なお、本業務は、一定の文化性が重視される業務であることから、国土交通省の「設計業務委託等技術者単価」における定型的な業務を担当する技術者に加えて、非定型的な業務を担当する技術者を、その文化財的特性に応じて従事させなければならない。

委託成果品内訳

- 11 下記のうち、■印のものを成果品として納品する。なお、★印を除く全ての成果品は、電子データでも納品すること。

■ 設計図（原図）	各工事	1 部	■ 改修計画書	1 部
■ 設計図（PDF）	各工事	1 部	□ 解体計画書	部
■ 設計図（JWW）	各工事	1 部	□ 透視図	組
■ 製本設計図（A3縮小版）★	各工事	2 部	□ 模型★	台
■ 設計書(RIBC2)	各工事	1 部	□ 確認申請（添付書類一式）★	部
■ 材料等数量計算書		1 部	□ 建築工事届（添付書類一式）★	部
■ 設計計算書		1 部	□ 許可申請（添付書類一式）★	部
■ 見積書	各工事	1 部	□ 全体計画認定★	部
■ 見積比較表	各工事	1 部	□ 省エネ適合判定通知書（添付書類一式）★	部
■ 単価資料		1 部	□ 省エネ措置の届出書（添付書類一式）★	部
■ 工事費概算書（単価資料共）		1 部	□ 省エネ基準への適合性に関する説明書	部
□ リサイクル計画書	各工事	部	□ BELS評価書★	部
■ アスベスト調査報告書		1 部	□ 景観関係届出等（書類一式）	部
■ 設計委託チェックシート（建築基準法その他関係法令）		1 部	□ 耐震補強設計案、診断結果報告書	部
□ コスト縮減効果表		部	□ 建造物調査報告書	部
□ 住民説明等に必要書類		部	■ 他官庁との打合せ記録	1 部
■ 工事工程表		1 部	■ 設計打合せ記録	1 部
■ 設計説明書※修理方針案共		1 部	■ 再現建築物認定申請（添付書類一式）★	1 部

※ 原図にのみ建築士法に基づき、建築士等がその業務に必要な表示行為を行うための記名をする。原図以外の図面（PDF、JWWデータ）への設計建築士、管理建築士及びその他設計者の記名は行わないこととする。

※ 審査図及び打合せ等に必要図面、資料は別途監督員と協議し提出する。

※ 電子媒体

各媒体の保存形式に関しては監督員と協議すること。原則 CD-ROM で提出するが、保存時に最新のウイルスチェックを行いウイルスがないことを確認すること。その旨確認が終了したことを下記の項目にしたがって CD-ROM の表面に明記（シール貼りは禁ずる。）しておくこと。

① ウイルス対策ソフト名：○○○ウイルスソフト

② ウイルス対策ソフトアップデート年月日：○○○○年○月○日版

③ ウイルスチェック年月日時分：○○○○年○月○日○時○分チェック終了

12 業務委託範囲（参考）

下記のうち、■印の業務を委託する。

業務内容		種別	対象外業務等
		改修	
基本設計に関する標準業務（耐震改修に係る設計に関する標準業務を含む）			
設計条件等の整理	条件整理	■	対象外業務 C（別紙による）
	設計条件の変更等の場合の協議	□	対象外業務 —
法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	法令上の諸条件の調査	□	対象外業務 —
	建築確認申請に係る関係機関との打合せ	□	対象外業務 —
上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		□	対象外業務 —
基本設計方針の策定	総合検討	□	対象外業務 —
	基本設計方針の策定及び建築主への説明	□	対象外業務 —
基本設計図書の作成		□	対象外業務 —
概算工事費の検討		□	対象外業務 —
基本設計内容の建築主への説明		□	対象外業務 —
実施設計に関する標準業務（耐震改修に係る設計に関する標準業務を含む）			
要求等の確認	建築主の要求等の確認	■	対象外業務 C（別紙による）
	設計条件の変更等の場合の協議	■	対象外業務 C（別紙による）
法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	■	対象外業務 D（別紙による）
	建築確認申請に係る関係機関との打合せ	□	対象外業務 —
実施設計方針の策定	総合検討	■	対象外業務 C（別紙による）
	実施設計のための基本事項の確定	■	対象外業務 C（別紙による）
	実施設計方針の策定及び建築主への説明	■	対象外業務 C（別紙による）
実施設計図書の作成	実施設計図書の作成	■	対象外業務 D（別紙による）
	建築確認申請図書の作成	□	対象外業務 —
概算工事費の検討		■	対象外業務 D（別紙による）
実施設計内容の建築主への説明等		■	対象外業務 C（別紙による）
設計意図の伝達に関する標準業務			
設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等		□	対象外業務 —
工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等		□	対象外業務 —

13 設計図の種類

10、11に基づき、下記■印を標準として図面を作成する。

共通図	電気設備図	機械設備図
☒ 表紙 ☒ 図面目録 ☒ 工事概要 ☒ 仕様書 ☒ 配置図・案内図 ☒ 求積図 ☒ 仮設図 ☒ 法規チェック図 ☐	☐ 引込設備平面図・装柱図 ☐ 構内配電線路図 ☐ 受変電設備機器配置図 ☐ " 単線結線図 ☐ 発電設備仕様書 ☐ " 配置図 ☐ 電力貯蔵設備詳細図 ☐ 雷保護設備配線及び取付図 ☒ 電灯設備各階平面図 ☒ " 幹線平面図 ☐ " 平面詳細図 ☒ " 器具取付詳細図 ☒ " 幹線系統図 ☒ " 分電盤 ☐ " 機器取付表 ☒ " 機器姿図 ☐ 動力設備各階平面図 ☐ " 幹線系統図 ☐ " 制御盤図 ☒ 情報通信設備各階平面図 ☒ " 系統図 ☐ 構内交換設備各階平面図 ☐ " 系統図 ☐ " 端子盤図 ☐ " 機器図 ☐ 放送設備各階平面図 ☐ " 系統図 ☐ " 機器姿図 ☐ テレビ視聴設備各階平面図 ☐ " 系統図 ☐ " 機器図 ☐ 防災設備各階平面図 ☐ " 系統図 ☐ " 機器姿図 ☐ 中央監視設備図 ☐ 矩計図 ☐	☐ 衛生器具表 ☐ 衛生配管系統図(給排水給湯ガス) ☐ " 平面図 ☐ " 平面詳細図 ☐ 屋外排水管縦断図 ☐ 消火設備系統図 ☐ " 平面図 ☐ " 平面詳細図 ☐ 受水槽・高置水槽詳細図 ☐ 浄化槽詳細図 ☐ 空調ダクト系統図 ☐ " 平面図 ☐ " 平面詳細図 ☐ 空調配管系統図(冷温水冷媒油ガス) ☐ " 平面図 ☐ " 平面詳細図 ☐ 換気ダクト系統図 ☐ " 平面図 ☐ " 平面詳細図 ☐ 自動制御設備系統図 ☐ " 平面図 ☐ " 平面詳細図 ☐ 監視ポイント一覧 ☐ 主要機械室縦横断図 ☐ 機器表 ☐ 矩計図 ☐ 共通図 ☐ エレベーター平面詳細図 ☐ " カゴ詳細図 ☐ " シャフト詳細図 ☐
敷地造成図		
☐ 敷地測量図 ☐ 敷地平面図 ☐ 縦横断面図 ☐ 擁壁平面図及び断面図 ☐		
建築意匠図		
☒ 内外仕上げ表 ☒ 各階平面図 ☒ 立面図 ☒ 断面図 ☒ 天井伏せ図 ☒ 屋根伏せ図 ☒ 平面詳細図 ☒ 矩計図 ☐ 階段詳細図 ☒ 各部詳細図 ☒ 室内展開図 ☒ 建具表 ☐ 日影図 ☐		
建築構造図		
☒ 基礎伏せ図 ☒ 床伏せ図 ☒ 小屋伏せ図 ☒ 梁伏せ図 ☒ 軸組図 ☒ 各部構造リスト ☒ 各部構造詳細図 ☐ ラーメン図 ☐ ブロック配筋図 ☒ 土質柱状図		
	設計計算書	
	☒ 構造計算書 ☐ 設備構築物構造計算書 ☐ 衛生設備計算書 ☐ 空気調和設備計算書 ☒ 電気設備計算書	
		外構植栽図
		☐ 外構平面図 ☐ " 詳細図 ☐ 植栽平面図 ☐ " 詳細図 ☐ 道路平面詳細図 ☐ 給水、汚水・雨水排水平面図 ☐ 汚水・雨水排水縦断図 ☐ 屋上造園植栽平面図 ☐ " 詳細図 ☐

14 貸与図面及び資料

下記■印を参考資料として貸与する。委託履行期限までに返却すること。

☒ 敷地測量図 ☒ 地質調査資料 ☐ 設計計画図書	☒ 各種設計資料 ☒ 既存図面(CAD)※基本設計図 ☒ 既存図面(製本等)	☐ ☐ ☐
--	--	--

15 業務の実施

本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」によるものとする。なお、公共建築設計業務委託共通仕様書中「調査職員」とあるのは「監督員」に読み替えるものとする。

(1) 提出書類

① 受託者は契約締結時に建築士法に係る書面を提出する。

■ ア 重要事項説明書（建築士法第24条の7）

・受託者は契約締結後に、発注者に対し受託契約内容及びその履行に関する事項について記載した書面を交付し説明を行う。
なお、この際発注者に対し、建築士免許証（免許証明書）を提示すること。

■ イ 延べ面積が300m²を超える新築、改築、増築工事等の場合
建築士法第22条の3の3に規定する契約書面に記載する事項

□ ウ イ以外の改修工事、設備工事等の場合
建築士法第24条の8に規定する書面の交付

② 受託者は契約締結の日から7日以内に次の■印に示す書類を提出する。なお、変更が生じた場合には速やかに変更届等を提出する。

■ ア 業務着手届（様式任意）

■ イ 設計各担当者の経歴書（様式任意）

■ ウ 業務工程表（様式任意）

■ エ 業務計画書（様式任意）

③ 受託者は業務履行時に次の書類を提出する。

■ ア 業務履行届（様式任意）

■ イ 業務成果品一覧（様式任意）

(2) 管理技術者等の資格要件

受託者は、当該業務を円滑に進めるため、管理技術者のほか、建築工事、電気設備工事それぞれに担当技術者を定め、配置しなければならない。なお、管理技術者等の資格要件は次による。

①管理技術者

管理技術者は、建築士法（昭和25年法律 第202号）第2条第2項に規定する一級建築士であって、県・市町村指定又は登録文化財等の設計業務の実績を有し、公益社団法人新潟県建築士会主催の「新潟県歴史的建造物専門家（ヘリテージマネージャー）養成講座」の全課程を修了した者、又はこれと同等以上の下記の資格を有する者とする。

- ・他県のヘリテージマネージャー
- ・文化庁が承認する文化財建造物修理主任技術者

②担当技術者

建築（意匠及び構造）、電気設備の各部門の責任者として、下記の資格を有する担当技術者をそれぞれ1名ずつ選定し、配置する。

【建築（意匠）】建築士法第2条第2項に規定する一級建築士又は同法第2条第3項に規定する二級建築士

【建築（構造）】建築士法第10条の3に規定する構造一級建築士

【電気設備】建築士法第2条第5項に規定する建築設備士

③管理技術者、担当技術者の兼務

管理技術者と担当技術者は、以下の部門において資格要件を満たす場合、兼務して従事することができる。（以下の欄に同じ印を付したものはそれぞれ兼務できる。）

	管理技術者	担当技術者
建築（意匠）	○	○
建築（構造）		※
電 気 設 備		△

(3) 打合せ等

受託者は監督員と密に連絡をとり、業務を円滑かつ適正に行うものとし、打合せの内容については受託者が記録簿に記録し、その都度、監督員に提出し確認を得る。なお、記録簿の作成方法等は監督員との協議による。

改修工事設計業務の場合、改修図面や修理計画の進捗を踏まえ、修理計画書を作成し発注者と打合せを行う。その後、修理計画書の内容について施設管理者と発注者を交えた中間打合せを行い、関係者間の情報共有・共通認識を図る。

(4) 定期報告

受託者は適宜の打合せ及び途中成果等の報告のほかに、業務の進捗状況を月1回程度の頻度で監督員に報告する。報告は業務工程表に実施状況を赤線で記載した実施工程表によるものとする。

(5) 石綿等の使用の有無に関する調査結果報告書

改修工事設計業務の場合、改修する工事範囲（設計業務対象範囲）にあるすべての建材の石綿使用の有無について、既存の設計図書等により確認し、目視により現地調査を行う。調査結果は、任意様式により直ちに監督員に報告する。

(6) 工法及び材料等の選定

① 受託者は工法、材料等で特許、または特定一社に係るものを採用する場合は監督員と指定理由等について事前に協議し、承諾を得なければならない。また、設計図及び仕様書の表現には「同等品」、「相当品」等の曖昧な記述は避け、JIS等による規格、型番等を表示する。

② 社会経済情勢の動向や利用者のニーズを的確に把握し、社会資本が備えるべき機能品質を確保しつつコストの縮減を図る。
建物の目的や内容に応じ、意匠面、機能面及び性能面におけるコストバランスに十分配慮する。

(7) 適用基準

適用すべき基準等（基準、仕様書、標準図、指針、書式及び資料）については、「別紙適用基準及び参考資料」による。

(8) 積算

積算業務については、次の各号に掲げる内容に留意して行うものとする。

- ① 予定工期を考慮した積算を行うものとする。
- ② 市内調達を考慮した積算を行うものとする。
- ③ 工事費積算にあたって見積書を徴取する場合は、形状、寸法、品質規格、数量、納入時期及び場所等の条件を提示して見積りを依頼する。
なお、見積り依頼先は工種ごとに、佐渡市内（該当業者がいない場合は県内）の専門業者3社を原則とし、それぞれ個別に直接依頼する。（やむを得ず、上記以外の業者に見積り依頼する場合は事前に監督員の承諾を得る。）
- ④ 工事発注時に見積有効期限が過ぎている場合（工事が複数年に渡る場合、設計完了後速やかに工事発注しない場合等）は、履行後においても、市の担当者の指示により工事発注直前に同じ内容の見積書を再徴取する。
- ⑤ 小規模工事や小規模施工において、積算基準による単価や物価資料に掲載されている標準施工規模の単価を採用することで、積算額が実態と乖離する場合は、見積単価の採用を検討する。

小規模工事の目安としては次のとおりとする。

- ア 小規模工事 延床面積100m²以下
- イ 小規模施工 工種により、物価資料等の標準施工量等を参考に判断する。

⑥ 見積書には、法定福利費を明示するものとする。

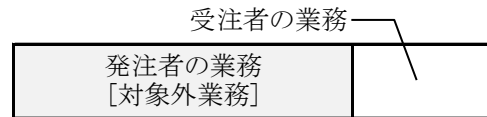
(9) その他

- ① 成果品については、工事請負者が決定するまでの期間において適切な品質を保証するものとし、適宜、最新の積算単価を用いるものとする。また、保存修理工事を複数年で行う場合は、設計図書の内容を分割してまとめる等、工期設定に配慮した内容とする。図面は修理の前後がわかるようにまとめるものとする。
- ② 業務期間中に監督員が資料等の提出を求めたときは、速やかに応じるものとする。
- ③ 本業務により作成された図書類等の著作権は、発注者に帰属し、受託者は許可なくこれを利用してはならない。

業務委託範囲に係る「対象外業務等」

[対象外業務A]

発注者が主として行い受注者が補助する業務で、このうち発注者が行う業務



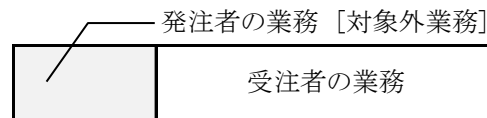
[対象外業務B]

発注者と受注者が協同で行う業務で、受注者が補助する業務で、このうち発注者が行う業務



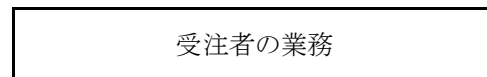
[対象外業務C]

受注者が主として行い発注者が補助する業務で、このうち発注者が行う業務



[対象外業務D]

受注者が行う業務



別紙2 適用基準及び参考資料

建 築	基準名		基準名
	■ 建築工事設計図書作成基準	設 備	■ 建築設備計画基準
	■ 公共建築工事標準仕様書		■ 建築設備設計基準
	■ 公共建築改修工事標準仕様書		■ 公共建築工事標準仕様書
	■ 公共木造建築工事標準仕様書		■ 公共建築改修工事標準仕様書
	■ 建築設計基準		■ 公共建築設備工事標準図
	■ 建築構造設計基準		■ 建築設備耐震設計・施工指針
	■ 建築工事標準詳細図		■ 建築設備設計計算書作成の手引
	■ 公共建築工事積算基準		■ 公共建築工事積算基準
	■ 公共建築工事共通費積算基準		■ 公共建築工事共通費積算基準
	■ 公共建築工事標準単価積算基準		■ 公共建築工事標準単価積算基準
	■ 公共建築数量積算基準		■ 公共建築設備数量積算基準
	■ 建築物解体工事共通仕様書		□ 公共住宅建設工事共通仕様書
	□ 公共住宅建設工事共通仕様書		□ 公共住宅設備工事積算基準
□ 公共住宅建築工事積算基準			
文 化 財	■ 史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画書 第Ⅰ期		
	■ 史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画書 第Ⅱ期		
	■ 史跡佐渡金銀山遺跡整備基本計画書		
	■ 史跡佐渡金銀山遺跡佐渡奉行所跡整備基本計画書		
	■ 佐渡相川の鉱山都市景観 保存調査報告書		
	■ 佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観 保存計画書		
	■ 佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観整備計画書		
	■ 佐渡相川の鉱山都市景観 歴史を積み重ねた建物意匠集		
	■ 佐渡市歴史的風致維持向上計画		
	■ 佐渡市景観条例 景観形成基準		
	■ 重要文化財（建造物）耐震診断・耐震補強の手引		
	■ 重要文化財（建造物）耐震診断指針		
	■ 重要文化財（建造物）耐震診断予備診断実施要領		
	■ 重要文化財（建造物）耐震基礎診断実施要領		
	■ 木造軸組工法住宅の限界耐力計算による設計の手引き		
	■ 木造住宅の耐震診断と補強方法		
	■ 佐教社委第5-1号佐渡奉行所跡整備工事基本設計業務委託成果品		
	■ 佐文ス第7-2-3号佐渡奉行所跡御役所耐震診断業務委託成果品		

※適用は監督員との協議による。

別紙「設計内容一覧」

本業務では、史跡佐渡金銀山遺跡整備基本計画書、史跡佐渡金銀山遺跡佐渡奉行所跡整備基本計画書、令和5年度佐渡奉行所跡整備工事基本設計業務委託と令和7年度佐渡奉行所跡御役所耐震診断業務委託の成果（以下、過年度成果という。）等に基づき、以下の設計を行う。

【修理補強方針策定】

過年度成果と発注者から提示される要求その他諸条件を踏まえ、保存修理設計、耐震補強設計のための修理方針をとりまとめる。方針策定においては、既存部材の再利用に努めること、必要な耐震性確保のための最低限の補強とすること等、当該建造物の文化財的価値の保存適正に図られるよう考慮する。

【保存修理設計】

修理方針に則り、当該建造物の文化財的価値、改修履歴、劣化状況等を把握した上で、軸組、内外装、建具、屋根等を保存修理するための設計を行う。

設計においては、劣化した各部材の再利用の可否や範囲、取り外しの手法や手順、内外装材の選定等について設計説明書等により発注者に説明し了承を得る。

なお、屋根や外壁等の修理方針については、令和5年度に佐渡市主催の「史跡佐渡金銀山遺跡保存整備に関する専門家会議」（以下、諮問会議という。）において承認されている。

【耐震補強設計】

令和7年度に建築基準法施行令第82条の5に準ずる限界耐力計算による耐震診断を実施した結果、必要な耐震性を確保していないことが確認されたため、修理方針に則り、耐震補強設計を行う。設計においては、当該建造物の耐震性向上に必要な範囲で、文化財的価値を損なわず、意匠性、可逆性、既存部材への影響等のバランスを考慮する。また、耐震補強による効果の検討を行い、補強内容について設計説明書等により発注者に説明し了承を得る。

なお、補強方針については、令和8年度の諮問会議において第Ⅰ案で承認予定である。

【展示設計】

今後、当該建造物のガイダンス施設としての機能向上を図るため、施設内展示物を更新予定である。

本業務においては、発注者が策定する展示方針に則り、施設内の見学や展示物のための照明設備

（照明レール等を含む）や通信設備（LAN配線等を想定する）の設計を行う。

展示物は展示パネル、展示ケース入り史料等を想定し、設置箇所等の具体的な内容については、発注者と協議の上決定する。

【その他】

設計にあたっては、適宜、当該建造物の現地調査を行い、適正な修理方針策定や実施設計図書作成に活かす。

採用する修理方針や設計内容は、諮問会議に諮り、専門家等の意見や指導を踏まえ決定する。

その際、各内容の修正が発生する場合は、発注者と協議の上、専門家等の指摘内容を修正案に反映し、次回の諮問会議で報告する。

当該建造物は、建築基準法第3条第1項第4号の再現建築物に認定されているため、その認定条件を踏まえた上で設計を行う。

工事費概算書は令和8年10月中旬までに提出する。